様式第6号(第29条関係)

第　　　号

年(　)　月　日

住　　所

　職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）　様

出雲市消防本部

職名・氏名

**資料提出命令書**

（出火日時）頃、（出火場所）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第３２条・第３４条）第１項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第４４条の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年　　月　　日までに、　　　　　　　　　　　　　　　を　　　　　　　に提出すること。

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。